

申し合わせ

三重県新規学校卒業生就職問題検討会議

令和6年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職のための推薦及び選考開始の期日等遵守のための業務取扱いについては、令和5年2月10日付け4文科初第2116号、職発0210第2号、開発0210第2号による文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省人材開発統括官の連名通達に基づき、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保し、併せて求人秩序の確立を図るため次のとおり申し合わせる。

1 推薦及び選考の開始期日について

- (1) 新規中学校卒業生の事業所における採用のための選考開始の期日は、令和6年1月1日以降とするものとする。
- (2) 新規高等学校卒業生の事業所における採用のための選考開始の期日は、令和5年9月16日以降とするものとする。
- (3) 上記(2)のための推薦開始の期日については、高等学校からの推薦文書の求人者への到達が令和5年9月5日以降となるようにするものとする。

2 求人申し込みの手続き等について

- (1) 新規中学校卒業生においては、事業所は令和5年6月1日以降に中卒用求人票を公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ提出するものとする。
- (2) 新規高等学校卒業生においては、事業所は令和5年6月1日以降に高卒用求人票を安定所へ提出し、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の確認（確認印の押印）を受け、安定所から令和5年7月1日以降に返戻された当該求人票写により学校に求人申し込みを行うものとする。
- (3) 上記(2)について、安定所の確認印のない求人票により求人申し込みを行った事業所には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印のある求人票の提出を求め、その提出を待って推薦を行うものとする。

3 求人者の求人活動のための学校訪問について

- (1) 中学校においては、安定所への求人申し込みを行った日以降に、学校の事前の了解の下、行うことができるものとする。
- (2) 高等学校においては、原則として安定所の求人の受付において確認を受けた求人票により、学校に求人申し込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に安定所に求人申し込みを行った日以降についても行うことができるものとする。
ただし、令和5年8月末日前1週間は学校訪問を差し控えるものとする。

4 推薦のための応募書類について

高等学校から求人事業所への応募者の推薦に当たっては、統一された様式の応募書類（その1：履歴書、その2：調査書）を使用する。

5 採用決定（内定）について

採用決定（内定）については、選考後遅くとも1週間以内に通知するものとする。

- 6 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集について
文書募集の開始時期は卒業年の前年の7月1日以降とするものとする。
なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとする。
- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものではないこととする。
 - (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の受付番号を掲載するものとする。
 - (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うものとする。
また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については上記1の(2)、(3)、及び5の取扱いと同様とする。
- 7 新規高等学校卒業者を対象とする複数応募・推薦について
選考開始日から10月31日までは一人一社のみの応募・推薦制とし、11月1日以降については、1人につき2社までの応募・推薦を可能とする。
なお、対象となる者は、10月31日までに採用が内定していない生徒とする。
ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない生徒は対象外とする。
- 8 上記1から7についての関係者への周知について
- (1) 経営者団体において、傘下の企業に選考開始の期日、求人申込み手続きの厳守及び統一応募書類での選考について周知徹底を図るよう要請する。
 - (2) 三重県高等学校長協会において早期推薦を行わない旨及び統一応募書類の使用についての申し合わせを行い、その趣旨の徹底を図るものとする。
 - (3) 安定所は高等学校との連絡会議を開催し、推薦及び選考開始期日の遵守について申し合わせを行うとともに、求人事業所を対象とした雇用主説明会等を開催し、その趣旨の徹底を図るものとする。
 - (4) 早期選考又は早期推薦を行おうとする事業所又は学校に対して、安定所又は教育委員会もしくは私学主管部局は、是正指導を行うものとする。
- 9 入社の時期について
- (1) 新規中学校卒業者は令和6年4月1日以降とする。
 - (2) 新規高等学校卒業者については卒業式終了後となっているが、できる限り令和6年3月10日以降とするものとする。
なお、事故未然防止のため、上記の日までは、アルバイト・実習・講習のいかなるものを問わず使用できないものとする。
- 10 その他
上記の他については、令和5年2月10日付け4文科初第2116号、職発02107第2号、開発0210第2号による文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省人材開発統括官の連名通達の趣旨に基づき取り扱うものとする。

令和5年度求人活動のための学校訪問の取扱い

事業主用

	中 学 校	高 等 学 校
訪 問 時 期	令和5年6月1日（求人申込み）以降とする。	原則として、安定所の求人の受付において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。
訪問を認める求人者の範囲	<p>求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動としての学校訪問は、職業指導上必要と認められる次の場合において、安定所への求人申込み後、学校の事前の了解の下に行うよう求人者を指導するものとする。</p> <p>(イ) 職務の内容等求人内容について求人票記載事項の補足説明を行う場合。</p> <p>(ロ) 採用、雇用管理の方針等求人票に記載できない事項について説明を行う場合。</p>	<p>訪問時間等は特に制限はないが、事前に訪問希望校へ連絡のうえ訪問するものとする。</p> <p>その他、中学校における指導と同じ。</p>
訪問時間及び手続き	訪問時間等は、事前に訪問希望校へ連絡のうえ、訪問する。	
備 考		令和5年8月末日前1週間は、学校における推薦事務及び応募書類作成期間とするため、学校訪問を差し控えるものとする。